5　証明書受給者は、法第二十七条第一項の規定により、複合第一種特定原産地証明書（第六条の二（次項の規定により準用する場合を含む。）の書面をいう。以下この項及び第二十五条において同じ。）に係る第一種特定原産地証明書の一部の発給の決定が取り消された場合において、当該複合第一種特定原産地証明書を経済産業大臣に返納したときは、当該複合第一種特定原産地証明書に係る第一種特定原産地証明書のうち当該取消しに係るもの以外のものの再発給を受けることができる。	［新設］
6　第六条の二の規定は、第一項及び前項の規定による再発給について準用する。	［新設］
（複合第一種特定原産地証明書の返納） **第二十五条**　法第二十七条第一項の規定により複合第一種特定原産地証明書に係る第一種特定原産地証明書の全部又は一部の発給の決定が取り消された場合の法第二十九条の規定による返納は、当該複合第一種特定原産地証明書の返納をもってするものとする。	［新設］
第二十六条　［略］	**第二十五条**　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。